

吉見町定住化促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に定住を希望する者に向けて、住宅取得に要した経費の一部に対して予算の範囲内で、吉見町定住化促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、町の人口減少に対応するとともに、地域の活性化に資することを目的とする。

2 前項の奨励金の交付に関しては、吉見町補助金等の交付に関する規則（昭和51年吉見町規則第14号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 町に永住の意思を持つ者が町内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。

(2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、住居としての独立性を有するもののうち、自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。）で居住の用に供する部分の延べ床面積が50m²以上のものをいう。

(3) 中古住宅 前号に規定する住宅のうち、過去に居住の用に供されたことがある住宅をいう。

(4) 住宅取得 町内に現在住宅を所有していない者が、住宅を新築し、又は住宅を購入することをいう。

(5) 子育て世代 次に掲げる要件のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者であり、かつ、住民票等で親子関係が確認できる子）を扶養している世帯

イ 申請者又はその配偶者が出産予定のある者（申請日において妊娠22週間以後の者）である世帯

ウ 夫婦の双方又はいずれか一方が交付申請年度の4月1日現在で40歳未満である世帯

(6) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定により市街化区域と定められた土地の区域をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、町内に定住する意思を有する者であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第9条に規定する実績報告の時点において、町の住民基本台帳に記録されている者であること。

- (2) 町内に住宅を取得（相続及び贈与を除く。）すること。
 - (3) 第9条に規定する実績報告の時点において、前号の住宅の所有者であり、所有権を登記していること。ただし、共有している住宅の場合は、当該住宅に係る持分の割合が最も多い者（同一の持分の割合の者が複数の場合は、その代表者）であること。
 - (4) 申請者に納付すべき町税等の滞納がないこと。
 - (5) この要綱及び改正前の吉見町子育て世代定住化促進奨励金交付要綱並びに吉見町子育て世代同居増築奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。
 - (6) 住宅等が申請時において、法令等に違反していないこと。
 - (7) 申請者及びその世帯に属する者が、吉見町暴力団排除条例（平成24年吉見町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- （奨励金）

第4条 奨励金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする（第6条の規定による受理の年月日を基準とする。）。

- (1) 住宅取得 20万円
- (2) 子育て世代加算 10万円（申請者が子育て世代である場合）
- (3) 市街化区域加算 10万円（住宅が市街化区域にある場合）
- (4) 中古住宅加算 10万円（住宅が中古住宅である場合）

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、吉見町定住化促進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、工事着手前又は売買契約締結後速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（交付申請日前1月以内に発行されたもので続柄が確認できるもの）
- (2) 出産予定がある者の区分で申請する場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (3) 外国籍である場合は、外国籍である全員の日本国の在留資格を有することを証明する書類
- (4) 申請者の従前居住地の住民税の納税（完納）証明書又は非課税証明書
- (5) 住宅取得に要する経費を明らかにできる書類（工事請負契約書又は売買契約書等の写し）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又はそれに代わるものの写し
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 現況写真
- (9) 建物配置図、各階平面図及び立面図
- (10) 位置図

(11) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、工事着手前又は売買契約締結後速やかに交付申請を行わなかったときは、事情説明書(様式第3号)を提出し、その事情がやむを得ないと町長が認めた場合は、交付申請を行うことができる。

(受理)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付申請の受理の可否を決定し、吉見町定住化促進奨励金交付申請受理・不受理通知書(様式第4号。以下「交付申請受理通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項の交付申請受理通知書は、奨励金の交付を約束するものではない。

(変更等の申請)

第7条 前条の規定による受理の通知を受けた者は、内容を変更し、又は取下げをするときは、吉見町定住化促進奨励金変更(取下)申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第8条 町長は、前条の規定による吉見町定住化促進奨励金変更(取下)申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の対象となる範囲での変更の承認の可否を決定し、吉見町定住化促進奨励金変更承認・不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条の規定による受理の通知を受けた者は、吉見町定住化促進奨励金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)を次に掲げる書類を添付して、住宅を取得した日(支払が完了した日)から6月以内に町長に提出しなければならない。

(1) 取得した建物の登記事項証明書

(2) 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し)

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、必要な事項を審査し、適正に住宅取得が行われたと認めたときは、奨励金の交付を決定し、吉見町定住化促進奨励金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内に吉見町定住化促進奨励金交付請求書(様式第9号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(交付)

第12条 町長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、奨励金を交付する

ものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第13条 町長は、第10条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、吉見町定住化促進奨励金交付決定取消通知書(様式第10号)により、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める奨励金の交付の要件を欠くに至ったとき。

(3) 建築又は購入した住宅を奨励金の交付を受けた日から5年以内で取壊、貸与又は売却等をしたとき。

(4) 奨励金の交付を受けた日から5年以内で転居又は転出したとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、第10条の規定による通知を受けた者に対し、吉見町定住化促進奨励金返還請求書(様式第11号)により、その全部を返還させなければならない。

3 奨励金の返還請求を受けた者は、奨励金を速やかに返還しなければならない。

(実地調査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、第10条の規定による通知を受けた者及び交付対象物件に対し、担当職員に聞き取り調査及び現地調査を行わせることができる。

(記念品)

第15条 町長は、奨励金の交付を受けた者に町の特産品等を記念品として贈呈するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、第6条の規定による交付申請の受理が令和6年4月1日以降のものから適用し、施行日前に受理されていたものについては、なお従前の例による。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請の受理の通知があったものに関する規定については、この要綱失効後1年間に限り、なおその効力を有する。

4 前項の規定にかかわらず、第13条の規定については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

様式第2号 (第5条関係)

誓 約 書

私は、吉見町に定住の意思をもって住宅を取得します。ただし、吉見町定住化促進奨励金交付要綱第13条第1項の各号に該当することとなったときは、同条の規定に基づき、交付を受けた奨励金を責任をもって返還します。

また、吉見町定住化促進奨励金の交付を受けるに当たり、世帯の住民登録資料及び税務資料その他の関係資料について、調査及び閲覧することに同意し、奨励金の交付要件を欠いていることが判明したときは、奨励金の交付申請及び変更申請は取下げたものとします。

なお、私及び同居する全員は、吉見町暴力団排除条例（平成24年吉見町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないことを誓約いたします。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

電話番号

吉見町長 あて

様式第4号（第6条関係）

吉見町定住化促進奨励金交付申請受理・不受理通知書

第 号
年 月 日

様

吉見町長

令和 年 月 日付けで申請のあった、吉見町定住化促進奨励金については、吉見町定住化促進奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、受理・不受理したので通知します。

記

1 不受理の場合の理由

2 留意事項

- (1) この通知書は、奨励金の交付を約束するものではありません。
- (2) 交付申請の内容を変更（取下）する場合は、「吉見町定住化促進奨励金変更（取下）申請書（様式第5号）」を提出し、承認を受けるものとします。
- (3) 奨励金の交付は、住宅取得後実績報告書を提出し、審査により適正に住宅取得が行われたと認められたときに決定するものとします。

様式第5号（第7条関係）

吉見町定住化促進奨励金変更（取下）申請書

年 月 日

吉見町長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により受理された吉見町定住化促進奨励金交付申請について、下記のとおり内容を変更（取下）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（取下）理由

2 変更（取下）内容

3 添付書類

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

吉見町定住化促進奨励金変更承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

吉見町長

年 月 日付けで申請のあった吉見町定住化促進奨励金変更申請については、吉見町定住化促進奨励金交付要綱第8条の規定により、変更の承認・不承認を決定したので通知します。

記

1 不承認の場合の理由

吉見町定住化促進奨励金実績報告書

年 月 日

吉見町長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により受理された吉見町定住化促進奨励金交付対象事業が完了しましたので、吉見町定住化促進奨励金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付申請額 金 円

2 居住の開始年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 取得した建物の登記事項証明書

(2) 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類 (領収書又はこれに準ずるものの写し)

吉見町定住化促進奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

吉見町長

令和 年 月 日付けで実績報告がありました吉見町定住化促進奨励金の交付について、下記のとおり決定しましたので、吉見町定住化促進奨励金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円

- 2 交付条件
 - (1) 奨励金の交付に関し、必要とする書類の提出を求められたときは、速やかに応じること。
 - (2) 申請書類の確認及び居住状況の確認を求められたときは、速やかに応じること。

吉見町定住化促進奨励金交付請求書

年 月 日

吉見町長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号により交付決定通知がありました奨励金について、吉見町定住化促進奨励金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先（*交付対象者本人名義の口座に限ります。）

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	

様式第10号 (第13条関係)

吉見町定住化促進奨励金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

吉見町長

年 月 日付け 第 号で交付決定をした吉見町定住化促進奨励金について、下記により交付決定を取り消しましたので、吉見町定住化促進奨励金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日等 年 月 日 第 号

交付決定金額 金 円

様式第11号 (第13条関係)

吉見町定住化促進奨励金返還請求書

第 号
年 月 日

様

吉見町長

吉見町定住化促進奨励金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり吉見町定住化促進奨励金の返還を請求します。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還理由